

カトリック西舞鶴教会 小教区評議会規約

(名称)

第1条 この会は「カトリック西舞鶴教会小教区評議会」とする。

(目的)

第2条 この会は、西舞鶴小教区がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために資する運営を行うことを目的とする。

(主宰)

第3条 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。

(組織構成)

第4条 評議会は、役員と各部会の代表者によって構成される。

(評議会の会合)

第5条 この会の会合は、ブロック担当司祭団の招集によって開催される。毎月1回の定例会の他、必要に応じて随時、臨時会を行うことができる。会合の司会・記録は当該月の評議員が行う。

(審議事項)

第6条 この会は、小教区の運営活動全般に関わる事柄について審議し決定する。主な事項は以下の通りとする。

- ① 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期・短期）の作成
- ② 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- ③ 予算と決算の承認、及び予算外の支出の承認
- ④ 各部会、任意団体・グループ等の設置や改変
- ⑤ 「小教区評議会規約」の変更
- ⑥ その他の重要事項

(審議決定と承認)

第7条 評議会における決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行される。

(評議員の定数)

第8条 評議員の定数は、12名とする。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は2年とし、執行年度は1月1日から12月31日までとする。補充評議員の任期は、前任者の残任期間とする。翌期に連続する再任はできない。

(評議員の交代)

第10条 評議員12名のうち、毎年半数の6名が任期終了し、任期の継続する6名と新たに選出された6名の新評議員とで定数を維持するものとする。

(評議員の選出)

第11条 評議員の選出は、小教区所属信徒の中から、ブロック担当司祭団と評議員との合議により行う。

(評議員の担当)

第12条 評議員の中から役員(定員3名)と各部担当者を置く。

(役員を選出)

第13条 役員を選出は、ブロック担当司祭団と評議員との合議により行い、ブロック担当司祭団が任命する。

(役員の仕事)

- 第14条 ①役員は、西舞鶴小教区信徒代表者として、京都北部ブロック会議など外部機関との会合
に出席し、協議、連絡、合同行事推進などを行う。
②役員は、月担当窓口の評議員と協力して、小教区評議会定例会及び臨時評議会の準備・審議をする他、毎週のミサその他の小教区行事・活動の円満な推進を行う。
③役員は、京都北部ブロック事務局の役割を担う。その任期は、京都北部ブロック規約の規定に従う。

(評議員の仕事)

- 第15条 ①評議員は小教区評議会定例会・臨時評議会および東西舞鶴教会合同評議会に出席する。
②各部の担当評議員は、各部の部長として部をまとめ、小教区の方針に従って、部の活発な活動を押し進める。
③評議員は、毎月2名が一組となり、役員と協力して月担当窓口として、小教区活動全般を統括する。月担当窓口は、2ヶ月ごとに交代する。

(部会)

第16条 小教区活動の執行機関として、「社会教育部」「典礼部」「広報部」「施設管理部」「財務部」を置く。部会の業務分掌は別に定めて公示する。

(部会の構成員)

第 17 条 小教区の信徒は、原則として全員いずれかの部会に属するものとする。ただし、健康・仕事・家庭その他の事情で不可能な場合はこれを免除する。所属部は 2 年ごとに更新する。

第 18 条 信徒の所属部会は、財務部を除き、すべて希望制とする。ただし、部会活動に支障をきたす恐れが生じた場合は、この限りではない。

(部会の代表者)

第 19 条 財務部を除く各部会は、代表として部長 1 名、副部長 1 名を置く。ただし、財務部は代表として部長 1 名を置く。

(部長・副部長の選出)

第 20 条 各部長は、評議員がこれを務める。各々の担当する部会は、評議会において合議により決定する。

第 21 条 各部の副部長は、各部会において合議の上、部員の中から選出する。

(部長・副部長の任期)

第 22 条 各部部長・副部長の任期は 2 年とする。部長は翌期に連続する再任はできない。

(財務部の担当者)

第 23 条 「財務部」担当者のうち 1 名は、ブロック担当司祭団と役員とが協議選出し、司祭団が任命する。

(財務担当者の任期)

第 24 条 「財務部」の担当者の任期は 2 年とする。

(任意団体)

第 25 条 この会に「女性の会」・「男性の会」などの任意団体を置くことができる。各任意団体は、司祭団の承認に基づき、代表 1 名を評議会会合に送ることができる。

(小教区総会)

第 26 条 この会は、小教区評議会で決定され、司祭団によって承認された事項についての信徒への周知の機会、また信徒が小教区運営について自由に意見を述べる機会として、小教区総会を開催する。

(総会の権限)

第 27 条 小教区総会は、一切の承認・決議の権限は持たない。

(総会の招集)

第28条 小教区総会は、ブロック担当司祭団によって招集される。毎年、1月～2月に年次総会を開催する。必要に応じて臨時総会を招集することができる。

(総会の内容)

第29条 小教区総会は以下の事項を行う。

- ① 前年度活動報告
- ② 前年度会計報告
- ③ 前年度会計監査報告
- ④ 上記前年度活動・会計報告および監査報告について質疑応答
- ⑤ 新年度活動計画の周知広報
- ⑥ 新年度予算の周知広報
- ⑦ 上記新年度活動計画及び予算についての質疑応答
- ⑧ その他の報告、質疑応答

(会計監査)

第30条 会計監査を司祭団の指名により複数名置く。

付記 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発行する。

2. 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日。
3. 本規約は一部を変更し、教区司教の認可を2019年3月19日 に受け、2019年3月20日に発効する。

十ハウニ大塚喜真